

公卿議定制から見る院政の成立

美川圭

【要約】 少なくとも九世紀末には成立していたと推定される陣定に対する撰関家の支配が確立したのは、道長、頼通という撰関政治の全盛期である。またこの時代に、陣定は国家の重大事から日常政務までを審議する公卿議定制の中核に位置づけられた。院政期になると寺社叢訴が頻発するが、これに対処する中で陣定の限界が明らかになり、内裏の御前定、殿上定以下の公卿議定が多くなる。嘉承二年（一一〇七）の堀河天皇の死とともに寺社叢訴に対しては院御所議定が中心となり、これ以降、院御所議定ははじめて家政的次元を越えた国政上の問題を扱う「最高審理機関」となる。ここに院御所議定制が成立し、政治の主導権を院が完全に手中にし、以後の専制君主としての院の性格の起点はこの時点に求められる。

史林 六九巻四号 一九八六年七月

はじめに

本論文は、主に白河院政の成立の問題を、朝廷における公卿議定制を通して考察するものである。棚橋光男氏は、院政期の朝廷の訴訟勸決機関のかなめとして陣定を位置づけたが、^①氏の研究は、撰関期にも機能していた陣定との相違が専ら議事内容の変化に矮小化されてしまうという課題を有している。その点でも、朝廷の政治機構の中で、陣定を含めた公卿議定制全体の変化、とりわけ白河院政期後半に顕著になる院御所における公卿議定制の内容とその変化を検討しなければならぬ。

① 棚橋光男「院政期の訴訟制度」『中世成立期の法と国家』塙書房一九八三年所収

一 陣定^二いつ

院政期の公卿議定制を考察するためには、その前提となる撰関期の状況について概観しておくことがまず必要であろう。藤木邦彦氏によれば、平安時代になって生まれた定と呼ばれる公卿議定の形式には、御前定、殿上定、陣定の類があった。しかし御前定・殿上定は前後を通じてその事例があまり見られず、恐らく極めて特殊の場合であった。これに比すれば、陣定は甚だ普通に頻りに行われており、当時の政務執行においてはより重要な役割を果したものと思われる^①。

陣定とは、内裏の左近衛または右近衛の陣座で行われた公卿の議定である。その起源としては、『西宮記』に「延木十六・十二、於^三藏人所^二被^レ定^二行幸日時^一、初有^二陣定^一」とあるが、藤木氏はこれには従い難いとし、『日本三代実録』貞觀三年（八六一）五月十一日甲申条以降、陣定^②のことが数多く国史や記録に現われてくるとする。しかしこの条には、「式部省奏^三諸国郡司擬文^一、帝不^レ御^三前殿^一、右大臣於^三仗頭^二定而奏焉^一」とあり、公卿議定としての陣定であったかどうか疑問である^③。藤木氏は、延喜十六年（九一六）十二月に陣定がはじまったとする『西宮記』の説を「すでにそれ以前にその実施例がみられることは、すでに前に掲げた諸例によっても知られるからである」として斥けるが、氏の掲げた実例のうち延喜十六年以前の例は、『大鏡』の巻二に元慶八年（八八四）の陽成天皇讓位の際、藤原基経が、「陽成院おりさせ給ふべき陣定に候はせ給ふ」という記事が唯一である。管見では『日本三代実録』仁和二年（八八六）六月二十五日条に、相撲司任官の人選について「左右大臣已下於^三左仗下^二先議定^一」とあるのが、『大鏡』の記事について古いものである。

さらに藤木氏は、既に弘仁（八一〇—八二四）ごろ陣定がはじまっていたのではないかと推測しているが、従い難い。氏が掲げたところでは、公卿が陣座に候する事例のうち最も早いのは『日本紀略』承和六年（八三九）正月甲寅朔条であり、外記序でなく陣で太政官の政務をとることが始まったのが九世紀後半であると最近の武光誠氏の研究から見ても、陣定が弘仁年間に開始されたとは考えられない。正確な起源は明らかにしえないが、陣で太政官の政務が行なわれるように

なった九世紀後半、つまり先の『大鏡』の記事にある元慶八年（八八四）をそれほどさかのぼらない時期に求めるのが妥当である。

源高明によって十世紀後期に編纂されたといわれる『西宮記』は陣定について次のように記している。

一、陣定事、上卿奉_レ勅仰_テ外記、廻_テ告諸卿、々々参会、上卿以_レ伝_テ勅旨、若有_レ文書、其文見下、諸卿一々陳_テ所_レ懷之理、自_レ下申上_レ上卿或令_テ参議書_ヲ定申旨、付_テ頭藏人_ニ奏聞、輕事以_レ詞奏_ニ延本十六、十二、於藏人所被定行筆日時初有亂定

ここで重要なのは、①陣定の上卿は、外記に命令して公卿を召集させること、②諸卿の発言は下位の者から行うこと、③上卿は参議に命じてその発言を記録させ、頭藏人をして奏聞させることの三点であろう。『西宮記』から一世紀以上経た天永二年（一一二一）に成立した『江家次第』の巻十八「陣定事」条では記述がかなり詳細となり、作法がかなり細部まで規定されているが、右の三点については、③の「参議」が「大弁」に限定されたり、「頭藏人」が「藏人」とされるような若干の相違はあるが、いずれも本質的ではなく、基本的な変化をうけていない。このことから、陣定は撰関全盛の道長、頼通時代を前に、すでに制度としては完成の域に達していたと考えてよいと思う。

橋本義彦氏は、撰関政治においては、撰関はその上卿を任じて議題を指示して会議を開かせるが、原則としてその協議には加わらず、その結果の報告をうけ、それに裁断をくだす立場にあったことを指摘した。しかるに道長は長年撰関には就任せず、筆頭大臣である左大臣、一上として度々陣定に出席し、その上卿も勤めている。准撰政の道長が一上として太政官の庶政を執行したことは当時非常に異例のことであった。④また道長は内覧でもあったが、彼の時代に内覧文書の種類は次第にその範囲を拡げていったという。⑤そのような道長の姿勢に見られるのは、太政官政務の整備とその把握に著しく積極的なことである。道長は一上の立場から陣定に出席し、時には自ら上卿ともなり、その審議を積極的に主導し、さらに内覧としてその裁決権を掌握していったと考えるべきであろう。

長久元年（一〇四〇）七月末、伊勢外宮正殿が大風のため顛倒するという「非常希代」の事態がおこったため、八月に

入ると関白頼通は藏人頭藤原資房を召して、陣定を開きその処置を検討するように指示している。^⑩ この陣定に対して、右大臣藤原実資は「此定事於_レ御前_二可_レ有_レ其定_一也、事尤無_レ止事_一故也、不_レ可_レ准_レ人間事_一歟、」と批判し、このような重大事は天皇の御前で審議すべきだとしている。^⑪ のちの寛治六年（一〇九二）八月に内宮正殿が傾いた際にも陣定が開かれたが、藤原宗忠は右の例をひき、「彼時小野宮右大臣被_レ申云、公卿定於_レ御前_二可_レ被_レ行也、国家大事於_レ陣被_レ定申_一事、不_レ被_レ甘心_一者」と「国家大事」に陣定が行われるようになったことを批判している。^⑫ たとえば、十世紀の平将門の乱の場合天慶二年（九三九）十二月、常陸に次いで上野、下野国衙の襲撃が信濃国を通じて京都に報告されると「変事出_レ非常_一、無_レ不_レ騒動_一」という中、内裏の殿上で議定が開かれ「三箇国固関使、左右馬兵庫寮等勅使、東西要害関々處々警固使事」が議されている^⑬、藤原純友の乱でも、純友自身の追討を最終的に決定したのは天慶四年（九四一）正月十五日の朱雀天皇御前での議定に於てと考えられる。^⑭ ところが、十一世紀の刀伊の来寇や平忠常の乱では、陣定は度々開かれているが、御前定や殿上定があった証拠を見出すことはできないのである。このように、道長、頼通という撰関全盛期に、陣定は日常の政務に関することばかりか「国家大事」まで審議するに至り、公卿議定制の中心に据えられることになった。こうして陣定の権威を高めた撰関は、以後道長のように上卿として議定を主導しなくとも、十分陣定に対する主導権を發揮できるようになる。

既に実質的には院政時代に入ったとされ、天皇の主導権が格段に強化されていた白河親政期、承暦四年（一〇八〇）閏八月の陣定では、高麗国の要請に応じて医師を派遣するか否かが審議された。閏八月五日の陣定で上卿を勤めた大納言源俊房は、当日右大臣藤原俊家、内大臣藤原能長が憚ありと称して参仕しないことを関白師実に言上し、その指示で天皇に奏聞、天皇の御気色によって俊家を召している。^⑮ また定文を八日に内覧、奏聞しようとするが、師実が八、九日と物忌なので、十日に行くことを決定する。^⑯ 再度十四日の陣定でも種々の意見が出て一定することはなかったが、結局師実の夢想の中で故頼通が遣すべからずと述べたというので派遣はとりやめとなる。^⑰ また白河が堀河に譲位した後の寛治六年（一〇九二）

四月十五日に予定されていた若狭守藤原行綱申請の条々事に関する陣定は、大納言兼民部卿源経信の反対にもかかわらず、関白師実の命令によって二十三日に延期された。^⑮ 寛治七年（一〇九三）二月十八日の伊勢大神宮仮殿遷宮事以下を議するための陣定も、関白師実の日次宜しからずという命によって、翌日に延引された。^⑯ これらの事例を見ても、摂関が陣定に対して、裁決の権限と日程の決定権の両面から主導権を持ち続けていたことがわかる。

つまり、摂関政治の全盛期に、陣定は国家の重大事から日常政務までを審議する公卿議定制の中核に位置づけられ、摂関の陣定に対する主導権もこの時期に確立したということができる。

- ① 藤木邦彦「陣定について」（東京大学教養学部人文科学科紀要『歴史と文化』Ⅴ）。
- ② 藤木前掲論文二六―七頁。
- ③ 『中右記』天永三年（一一二二）十二月十日条で、藤原宗忠は、当日陣定が開かれたことを「專不可被_レ催_二入々_一歎」と批判し、「御元服定、只被_レ下_二日時_一許也、仍_{（源俊房）}左府、宰相一人許可_レ参事歎」と述べている。ここに見られるように、同じ陣座で開かれる定の中に、諸卿を召集する陣定と、この時の左大臣俊房の如き上卿と定文執筆等に携わる参議のみによる定があった。すなわち、陣座に於ける定といっても、陣定とは限らないのであり、むしろ軽重と認識された問題の多くが後者の定で処理されていたと考えられる。この貞観三年の事例も、諸卿を催した形跡はなく、後者の系統に属する定であると思う。
- ④ この記事は『統日本後記』同日条に見える。
- ⑤ 武光誠「摂関期の太政官政治の特質―陣申文を中心に―」（ヒストリア）一〇六号）三頁。
- ⑥ 橋本義彦「摂関政治論」（『平安貴族社会の研究』吉川弘文館一九七六年所収）八八頁。
- ⑦ 藤木前掲論文。
- ⑧ 山本信吉「上考」（『國史學』九六一）一三頁。
- ⑨ 山本信吉「平安中期の内覧について」（坂本太郎博士古稀記録会編『統日本古代史論集』下巻、吉川弘文館一九七二年所収）二四九頁。
- ⑩ 『春記』長久元年八月条。同八月四日条。
- ⑪ 『春記』長久元年八月五日条。
- ⑫ 『中右記』寛治六年八月十七日条。
- ⑬ 『本朝世紀』天慶二年十二月二十九日条。
- ⑭ 『北山抄』四、拾遺雜抄下、弁官預参朝議事、『愛媛県史 古代Ⅱ 中世』（一九八四年）二〇五頁。
- ⑮ 刀伊の来寇に関しては『小右記』寛仁三年四月十八日、二十七日、六月二十九日条。平忠常の乱については『左経記』長元元年六月二十一日条。但し『百鍊抄』長元元年二月二十一日条の「公卿定」については陣定であったかどうか確認できない。
- ⑯ 『水左記』承暦四年閏八月五日条。
- ⑰ 『水左記』承暦四年閏八月八日条。
- ⑱ 『水左記』承暦四年閏八月十四日条。

①『水左記』承暦四年閏八月二十三日条。同二十四日条。『帥記』承

暦四年閏八月二十五日条。

二十三日条。

②『後二条師通記』寛治六年四月十五日条。『中右記』寛治六年四月

③『後二条師通記』寛治七年二月十八日条。

二 陣定と院御所議定

白河、鳥羽院政期の公卿議定制についての研究の中、第一に掲げなければならないのは橋本義彦氏の研究である。橋本氏によれば撰関期になると次の三点の大きな変化があるという。

(1)撰関の立場の変化。

撰関期―撰政は天皇に代って公卿の議定に裁断。関白は天皇勅裁を補佐する。

院政期―上皇が裁決の実権を握り、撰関も公卿とともに審議する立場に留まる。

(2)議定の場の変化。

撰関期―陣定中心。

院政期―院御所において行われることが多くなる。

(3)議定の構成員の変化。

撰関期―前官や非参議を除く狭義の公卿。公卿全員が議定に参加した例は殆んどないが、公卿以外のものが加わった例もない。

院政期―議定参加者が院宣によって指名選択されるようになる。

上皇の命によって前官の公卿が参加する例も現われる。^④

院政期の全般的な見通しとしては右の整理は優れており、院権力の位置が明確な点でも注目に値する。しかし(1)(2)(3)相互の關係を中心にとらえ直してみると、具体的にどういふ変化なのか曖昧な部分がある。その不明確さの大きな理由は、

氏が陣定、内裏の天皇の御座所で行う御前定、清凉殿の殿上間における殿上定、内裏の撰関宿所で行う殿下直廬議定、撰関邸での殿下議定、さらに院御所での公卿議定などをすべて一括して論じているためと考えられる。この解決には、議定の区分を明確にする必要がある。特に朝廷の政治の変化は、今までの制度を破砕せず、形骸化させることによって進行することが多いからである。

第一に、陣定では院政期に至っても撰関が議定に参加した例はない。このことは、陣定においては撰関が公卿とともに審議する立場に留まったとはいえないのであり、公卿の議定に裁断を下す立場に変わりがなかったことを示している。撰関は陣定の裁決権を保持し続けたのである。

第二に、後白河院政期の若干例を除いて、院政期においても陣定に参加する公卿が院宣によって選択されることはない。陣定では上卿が外記に仰せて左大臣以下の現任公卿全員を召させるのであり、一部の有力公卿の参仕が特別に促されることはあっても、参仕者が選定されるような性格のものではない。また議定に参加できるのは、一般に上卿として公事を奉行する左大臣以下の公卿、普通上卿は勤めないが納言以上の補佐や定文の執筆などを担当する参議、つまり狭義の公卿に限られ、前官や非参議も除かれるのである。公事を奉行しない立場にある太政大臣が参加した例もほとんど見られない。以上のことは、陣定が朝廷の太政官政治の最高責任者たちによる議定、換言すれば太政官議政官会議の性格を、院政期に至るまで長く維持したことを示している。これらのことは、橋本氏の述べた院政期の公卿議定の変化が、陣定に関する限りはあてはまらないことを示している。

それでは、陣定以外の公卿議定の場合はどうであろうか。その代表的なものとして、まず内裏の天皇の御前で開かれる御前定がある。『西宮記』御前定の項によると、その形式に陣定と大きな相違は見られないが、「公卿座如三除目時」とあり除目との関連が述べられていることが注目される。叙位・除目の儀では、公卿が天皇御前に召されて一連の儀式を行うのが通例だが、その際、特に天皇が判断を保留した件について公卿議定が行われることがある。嘉保二年(一〇九五)正月

二十八日の除目では、二、三の問題について公卿議定が行われているが、左大臣源俊房の他に関白師通も御前座に着いている。^④ 除目以外の御前定でも、治暦四年（一〇六八）十二月二十日の議定に於て「大臣三人被_レ候_ニ御前、他人不_レ預_ニ其紙_{（紙カ）}」^⑤とあり、この時の大臣三人には、関白左大臣教通が当然含まれているはずである。

御前定で審議に加わる公卿が選定されたか否かの例としては、まず右の治暦四年十二月二十日の例があるが、他にも長治元年（一一〇四）十月二十六日、天台座主慶朝の追却をはじめとする延暦寺の騒乱に際して開かれた御前定がある。この日の夕刻に至って、にわかには諸卿が召されて陣定が開かれたが、議定の内容の定文が作成され天皇に奏聞されると、左大臣源俊房、内大臣源雅実、民部卿源俊明のみが天皇御前に召されて重ねて議定が行われた。^⑥ また同年六月二十四日の延暦寺大衆奏状に関する御前定の際も、同じ日に行われた内裏殿上定での議定の内容が頭弁重資を通じて奏上されると、天皇は殿上定参仕者の中からさらに左大臣俊房、右大臣で内覧の忠実、内大臣雅実だけを召し、御前において議定を行わせている。^⑦ 御前定では、撰関は審議する立場にあり、天皇による議定参加者の選定も行われるのである。

内裏清凉殿の殿上間で行われる殿上定については、藤木氏によると、すでに延暦二十四年（八〇五）にその例が見られるというが、^⑧ 種々の儀式書にもその形式に関する具体的な記載はほとんどなく、わずかに『江家次第』の陣定事条の中に、議定の定文について「或於_ニ殿上定申_{（不_レ必_ニ）}」とある。ここでは、定文を書くか否かが任意だったことがわかり、内裏殿上定が臨時に重要な政務を評議する場合に開かれ、その開催頻度が少なく、それゆえ儀式化の度合が極めて低かったことを示している。この殿上定では嘉保元年（一〇九四）十月二十六日、堀河天皇の内裏殿上での審議に関白師通並びに前関白師実がともに加わり、焼亡した里亭皇居に関する処置を議しているの^⑨に見られるように、撰関は審議する立場にあったのである。また長治元年（一一〇四）六月二十四日の内裏殿上定では「今日僉議不_レ及_レ広、人々有_ニ勅喚_{（限也）}」と議定の参加者が、左大臣俊房、右大臣忠実、内大臣雅実、治部卿俊実、右大弁宗忠、左大弁基綱と、堀河天皇の勅断によって選定されている。^⑩ このように、陣定とは異って、殿上定において撰関は議定に参加して審議する立場にあり、天皇による参加者の

選定が行なわれているのである。

院御所に公卿を召して開かれる院御所議定にも、院御前での議定と院殿上での議定があった。院御前定の実例はごく少ないが、一例として永久元年(一一一三)四月二十一日、延暦・興福両寺の大衆の発向と京都での衝突の危機という緊急事態の中で開かれた議定を見ると、撰政忠実が審議に加わっており、撰関が審議する立場にあったことは明らかである。また久寿二年(一一五五)七月二十三日の近衛天皇がなくなった当日、鳥羽法皇御前に於て皇嗣決定のための議定が行なわれているが、この時の参仕者は入道右府源雅定、権大納言藤原公教らである。前官でありしかもすでに出家している者の参加が、院による選定の結果であることは明白である。

院御前定に比して、遙かに頻繁に行われることになる院殿上定でも、撰関は審議に加わっている。元永元年(一一一八)五月二十二日、天台座主による延暦寺大衆嗾訴の通告にもとづいて、権中納言藤原宗忠および関白忠実、右大臣源雅実、右大将藤原家忠、檢非違使別当藤原忠教、帥中納言源重資が、白河法皇の院御所の殿上に会して議定を行っている。橋本氏が撰政忠通参仕の例としている久安三年(一一四七)六月三十日の議定も院殿上定である。また参仕者の選定が院によって行われたことは、先の元永元年五月二十二日の議定の際、宗忠が「左府、治部卿、右兵衛督、左大弁雖有レ召不レ被レ参如何」と述べていることから明らかである。右のように、院御前定と院殿上定は、ともに院が主宰する本質的には同質の議定であるから、以後両者をまとめて院御所議定として論じる。

撰関邸で開かれる殿下議定、内裏の撰関の宿所で行われる殿下直廬議定においては、当然撰関は議定を主宰したことになるが、天仁元年(一一〇八)十月、故源師房の女姪子が死去したため、服假となった村上源氏の大嘗会御禊への供奉をどうするかが、院の命令により撰政忠実邸で審議された時、民部卿俊明、左宰相中将忠教、左大弁重資が参仕したが「源大納言、治部卿、藤宰相雖有レ召、有レ障不参」とあるように参仕者の選定が行われている。また天仁元年三月の延暦・園城両寺の入洛嗾訴の際、院の命で忠実の宿所で議定があった時も「民部卿今日雖三遣召不参仕」と、選定があっ

たことを予想させる。

以上の検討から、橋本氏の指摘した撰関の立場の変化と議定の構成員の変化は、陣定中心から殿下議定、殿下直慮議定、内裏御前定、殿上定、さらに院御前定、院殿上定などの公卿議定が多くあらわれてくることによって、必然的にもたらされたと考えることができる。換言すれば議定の場の変化という一見形式にすぎない問題が、公卿議定制全体の性格に変化をひきおこしたということができ、それが院政の成立という問題と深く関わっていると予想できるのである。

陣定が太政官の議政官會議の性格を維持したことはすでに述べたが、そのことは、陣定の事実上の支配者が撰関であるにせよ、上卿が主宰し外記に命じて諸卿を召集する形式をほとんど崩さなかったことにもっとも良く表われている。これに対して、長治元年(一一〇四)六月二十四日の内裏殿上定が頭弁重資の書状による召集であり、同日の御前定も重資によると考えられることに見られるように、これらの議定は天皇が主宰し、藏人に命じて諸卿を召すという形式を撰ることが多い。この場合全く外記は公卿の召集に関与しないのが普通である。また院が主宰する院御所での議定の場合、召集の形式は院の命令をうけた藏人によるものが中心であり、院近臣によって召される場合もあったが、この場合も召集に外記が関与することはありえない。

朝廷の政治を天皇側と太政官側という立場に分けてみれば、藏人は天皇側であり、外記は太政官側にあるといわれる。^②上卿の有無および公卿の召集形式は、撰関の立場や構成員の選定の有無で見たのと同様に、陣定とその他の議定との間に大きな相違があり、前者が太政官政治の形式を保持しているのに対して、後者がそれを払拭した形式であることを予想させるが、それについての詳細な検討は別の機会に譲ることにする。

① 橋本義彦「貴族政権の政治構造」(『岩波講座日本歴史4』岩波書店一九七六年所収)二六―二七頁の整理による。同氏「院評定制について」(『平安貴族社会の研究』所収)に基くものと考えられるが、氏自身によって簡潔に整理されているので、それを参照した。

② 『玉葉』治承元年五月十八日条では兼実が、二十日の陣定に頭中将光能の奉じた院宣で召されている。翌十九日条で兼実は「此事次第未得其意、末代作法無縁之人、雖片時不可立廻一事歎可畏々々」と作法を無視した強引な召集に嫌悪感をあらわしている。

⑧ 『中右記』長治元年十月二十六日条。この日の陣定では、延暦寺の騒乱という重要問題のため、左大臣源俊房、内大臣源雅実、治部卿源俊実が「殊召」により参入している。但し、公卿の召集自体は、外記の下に属する召使の来訪によって行われており、出席者の選定があったとは考えられない。

- ④ 『中右記』嘉保二年正月二十八日条。
- ⑤ 『帥記』治暦四年十二月二十日条。
- ⑥ 『中右記』長治元年十月二十六日条。
- ⑦ 『中右記』長治元年六月二十四日条。
- ⑧ 藤水前掲論文一六頁。
- ⑨ 『中右記』嘉保元年十月二十六日条。
- ⑩ 『中右記』長治元年六月二十四日条。
- ⑪ 『中右記』永久元年四月二十一日条。
- ⑫ 『兵範記』久寿二年七月二十三日条。
- ⑬ 『中右記』元永元年五月二十二日条。

三 院御所議定制の成立

嘉承二年（一一〇七）、堀河天皇が亡くなると、白河法皇は、誕生以来側近く庇護してきたわずか五歳の宗仁を即位させる。そのうえで、「偏寓_ヨ員仙洞_ニ疎_ニ遠_一所_ニ」^①と自らに専従し、後に白河院近臣として「よるの関白」の異名をもって称されるほどの権力をもつことになる藤原顕隆を五位藏人とする。また顕隆の父、為房を天皇側近として枢要な地位である藏人頭兼内藏頭とする。このように院近臣を積極的に天皇側近に送り込み、内裏の把握を格段に強めた白河法皇は、翌天仁元年正月の除目では、近習を多く熟練の受領に任ずるなど恣意的な人事権を行使し、藤原宗忠をして「今思_ニ太上天皇威儀、已同_ニ人主、就中我上皇已專政主也_」」^⑤と言わしめるに至るのである。

⑭ 橋本義彦「院評定制について」六一頁。

⑮ 『中右記』元永元年五月二十二日条。

⑯ 『中右記』天仁元年十月十一日条。

⑰ 『殿曆』天仁元年三月二十五日条。

⑱ 『中右記』長治元年六月二十四日条。

⑲ 『中右記』天永二年十一月四日条。この日、藤原宗忠は頭弁藤原実行の書簡によって院御所議定に召されている。

⑳ 『中右記』天仁元年三月二十二日条。この日、院御所での議定のた

め、宗忠は藏人弁藤原顕隆の書簡に従って参院した。

㉑ 『中右記』天永二年三月二十日条。この時は、左中弁であった顕隆が院の命令によって公卿を召しているが、院近臣としての立場による

と思われる。

㉒ 外記が太政官側に位置することについては、橋本義則「外記政の成立」『史林』六四—六〇—五一頁。

表I 院御所議定の性格(延久4.12~嘉永2.7)

	年 日 日	内 容	典 拠
1	延久4(1072)12.20	朝覲行幸	為
2	寛治2(1088)8.1	院御所への行幸	中
3	5(1091)1.13	立后の定	中
4	5(1091)6.21	義家・義綱合戦事	百
5	5(1091)12.12	朝覲行幸	師
6	6(1092)8.1	院御所での童相撲	中
7	6(1092)12.2	朝覲行幸	師
8	7(1093)1.19	春日詣, 舞人	中
9	7(1093)12.24	朝覲行幸	中
10	嘉保元(1094)12.23	朝覲行幸	中
11	2(1095)6.2	閑院御渡定	中
12	2(1095)7.20	閑院行幸	為
13	承德2(1098)12.16	朝覲行幸	中
14	康和4(1102)12.17	朝覲行幸	中
15	5(1103)3.4	院御所への行幸	中
16	5(1103)4.5	宗仁百日之定	殿
17	5(1103)8.5	宗仁立太子定	為
18	5(1103)12.14	朝覲行幸	中
19	長治元(1104)2.15	石清水大衆赦訴	中
20	元(1104)11.28	大炊殿御渡定	中
21	元(1104)12.23	朝覲行幸, 東宮行啓定	中
22	2(1105)10.14	院御所への行幸	殿
23	嘉承元(1106)7.25	院の八幡詣	中
24	元(1106)9.18	院御所への行幸	中
25	元(1106)12.20	朝覲行幸	中

典拠 為=為房卿記, 中=中右記, 百=百鍊抄
 師=後二条師通記, 殿=殿曆, 永=永昌記

院御所に公卿があつめられたのである。史料の上で確認できるのは十例であるが、当然毎年十二月には開かれていたと考えられる。

さらに朝覲行幸以外で、行幸の雑事を決定する議定が院御所で開かれた例が(2)(12)(13)(24)の五例ある。寛治二年(一〇八八)八月一日の(2)は『中右記』に「今日有院行幸定云々、来七日吉」とあり、八月七日に行幸が行われた先は院御所であった。嘉保二年(一〇九五)七月二十日の(12)は『為房卿記』に「今日於院被定閑院行幸事」とあるが、閑院はこの年に新造なった院御所であり、八月八日に行幸が行われている。康和五年(一一〇三)三月四日の(13)は『中右記』に「又於院有行幸定、是来十五日今宮御五十日聞食之間、可有行幸也」とあり、これも三月十五日の行幸先は院御所高松殿であつた。

嘉承二年のこのような変化は、公卿議定制の面でも著しい画期を見ることが出来る。それ以前に院御所で開かれた公卿議定は、一応後三条天皇が譲位した延久四年(一〇七二)を上限とすれば、管見の限り二十五例あった。それらをまとめたものが表Iである。その表Iによると、もっとも多いのが、毎年の年初に行われる朝覲行幸の雑事を決める議定であり、十例にのぼっている。朝覲行幸は、天皇が太上天皇の御所に行幸して拝謁する儀式であるから、

たことが確認できる。長治二年(一一〇五)十月十四日の(2)の場合も、行幸先は明記されていないが、十三日後の十月二十七日の院御所土御門殿への行幸のための議定であったことは確実である。最後に嘉承元年(一一〇六)九月十八日の(24)であるが、『中右記』に「今夕於_三院殿上、有_三行幸定_二云々、院司公卿参入者」とあるのみで、直後に行幸があったことは確認できない。『永昌記』九月十六日条に「今日未_レ剋上皇自_二鳥羽殿_一、御_二土御門殿_一、来月依_レ可_レ有_三行幸_二也」と十月に行幸が予定されており、そのために上皇が鳥羽から土御門殿に入ったとある。この記事から見て、十月に予定されていた行幸先は、院御所土御門殿であり、そのための議定が九月十八日に院御所で開かれたと考えるべきであろう。以上のように、院御所で行幸に関する議定が行われる場合、すべてその行幸先が院御所であることが明らかとなった。

(6)は院御所での童相撲、(8)は上皇の春日詣とその時の舞人、(11)は院御所閑院へ(20)も院御所大炊殿への院の御渡儀、(23)は院の八幡詣、以上それぞれに関する議定は、まさしく院の家政的問題の典型として院御所で行われた。(3)は、立后されたのが、「太上皇第一最愛之女」である媼子内親王だからであり、(16)(17)も、宗仁が生誕直後、母の女御苺子を失ない白河法皇のもとで育てられていたため、院御所で議定が開かれたのである。

(4)は、源義家・義綱兄弟の紛争が、京都での合戦に至らんとし、寛治五年(一一〇九)六月十二日に関白師実邸で公卿議定が開かれて義家随兵の入京停止と義家への田島公験の寄進禁止という決定がなされた後に行われたものである。この決定が、白河上皇の意志から出たものではないという安田元久氏の説は従うべきである。義家は白河院が在位中から近臣であったと考えられるから、『百鍊抄』二十一日条に「上皇召_二公卿_一議_二定義家与義綱企_三合戦_二事_一」とあるのは、上皇が十二日の朝廷の決定に対抗して、近臣擁護の策を検討したものであろうと推測される。

(19)では、長治元年(一一〇四)石清水八幡宮寺大衆の入洛噉訴を前にして、二月十五日院御所に内大臣源雅実と民部卿源俊明が召されて僉議が行われた。この事件では、大衆の要求に従って、権上座高信の石清水修理別当補任が停められたのであるが、『為房卿記』は石清水の別当光清が大衆張本の疑いがあり、またこの処置に堀河天皇が「極不快」であったと

記している。^⑮翌長治二年十月に起った延暦寺の嗽訴が、白河法皇が天台末寺の太宰府竈門宮別当にこの光清を強引に補任したことを発端としたように、^⑯光清は白河法皇にきわめて近い人物であったと考えられる。それゆえに、白河法皇は院御所に二人の有力公卿を召して議定を行い、たとえ天皇の意志に反しても、光清の意向に従った決定を下すことに成功したのであろう。これも義家の場合と同様に、一種の近臣擁護策のため院御所議定が開催された例と見ることができのではないだろうか。

以上検討を加えてきたように、堀河在位中の院御所議定は、専ら院の家政的問題に対して開かれたものであって、国家的問題の処置に際しては行われていない。すでに撰関邸や内裏の撰関直廬が、国家的問題を議する公卿議定の場であったのに対し、^⑰同じ権門である院の御所は、そのような性格を未だ有していなかったのである。

鳥羽天皇の踐祚を境として、このような院御所議定の性格に大きな変化がおこる。表Ⅱは鳥羽踐祚から保元の乱までの院御所議定を掲げたものである。まず嘉承二年十月十二日の^⑱では、撰政忠実、左大臣源俊房、内大臣源雅実、民部卿源俊明が召され、即位および大嘗会のこと^⑲が議されたが、この議定で大嘗会の際の六条殿への方連行幸が決定された。これは十月四日、内裏の殿下直廬で開かれた忠実主宰の議定での「不可有御方連、全不可被忌由、被三定申了」という結論を覆す結果となり、十四日に忠実がこの問題についての議定を開こうとした際も公卿が集まらず、やむなく藤原顯隆を使者とする在宅詰問に切りかえたように、^⑳主導権は完全に院に移ってしまった。堀河天皇即位大嘗会の際の大膳職への行幸が、寛治元年（一〇八七）九月二十八日の撰政師実邸での公卿議定で決定されるように、^㉑即位、大嘗会等の議定は撰関が主宰するのが通例であったのが、先の^㉒や十月二十三日の^㉓のように、院が主宰する院御所議定で主に審議されることになったのである。

次に^㉔の嘉承二年閏十月十七日の院御所議定は、これに先だつ十月三十日の陣定に於て、この年の朔旦冬至が日蝕の日にあたり、諒闇中でもあるので、旬儀を行うべきか否かが議されたのをうけて開かれたものである。陣定に於て旬儀は慎

表Ⅱ 院御所議定の性格（嘉承 2.8～保元 元.7）

	年 月 日	内 容	典 拠
26	嘉承 2 (1107)10.12	即位事, 大嘗会事, 天皇方違事	中, 殿
27	2 (1107)10.23	即位事, 大嘗会事, 天皇方違事, 院御所事	中, 殿
28	2 (1107)⑩.17	日蝕, 諫閣による旬儀有無	中
29	天仁元(1108) 3.23	園城寺, 延暦寺大衆嗾訴事	中
30	元(1108) 3.27	大衆沙汰	中
31	元(1108) 3.30	大衆沙汰	殿
32	元(1108) 4. 1	大衆沙汰	殿
33	元(1108) 7.24	行幸事	中
34	2 (1109) 2.17	義綱追捕事	殿
35	2 (1109) 2.23	義綱追捕事	殿
36	2 (1109) 7.28	鳥羽殿供養定	殿
37	天永元(1110) 2.28	法勝寺金泥一切経供養定	殿
38	元(1110) 3. 5	法勝寺金泥一切経供養定	殿, 永
39	2 (1111) 3.20	内裏事	中, 殿
40	2 (1111)10.13	法皇六十御賀定	中, 殿
41	2 (1111)10.25	延暦寺崗乱	中
42	2 (1111)11. 4	明国穢氣事	中, 殿
43	2 (1111)11. 8	明国穢氣事	中, 殿
44	3 (1112) 2.22	法皇御賀の行幸定	殿
45	3 (1112) 5.15	内裏造營事	中, 殿
46	3 (1112) 6. 1	内裏造營事	中, 殿
47	3 (1112) 6.10	内裏造營事	中, 殿
48	3 (1112) 6.13	内裏造營事	中, 殿
49	3 (1112)10. 9	天皇元服事	中
50	3 (1112)10.16	天皇元服事	中, 殿
51	3 (1112)10.24	天変地異事	中, 殿
52	3 (1112)11. 1	賀茂社相嘗祭事	中, 殿, 百
53	3 (1112)12.20	朝餼行幸	中, 殿
54	永久元(1113)③.21	興福寺衆徒嗾訴	殿
55	元(1113)③.29	延暦寺大衆嗾訴	殿
56	元(1113) 4. 1	延暦寺大衆嗾訴	中, 長
57	元(1113) 4.10	興福・延暦寺合戦事	重隆記
58	元(1113) 4.21	興福・延暦寺合戦事	中, 殿
59	元(1113) 8.16	北野社行幸	殿
60	元(1113)10. 7	仁寛罪科事	殿
61	元(1113)10.10	仁寛罪科事	殿
62	2 (1114) 1.22	行幸事	殿
63	2 (1114) 2.29	伊勢前造宮使事, 実季死後事	中, 殿
64	2 (1114) 8. 5	内裏事	中
65	2 (1114) 8. 6	内裏事	中
66	2 (1114) 8.21	伊勢奉幣宣命沙汰, 太神宮恠異事	殿
67	2 (1114)10. 1	中宮死去による行幸可否	中, 殿
68	2 (1114)10. 7	中宮死去後雑事	中, 殿

	年 月 日	内 容	典 拠
69	永久2 (1114)10.29	白川御堂供養のための行幸	中, 殿, 白川御堂供養記
70	2 (1114)12.13	朝覲行幸	中
71	2 (1114)12.19	内裏事	中, 殿
72	3 (1115)12.13	除目沙汰	殿
73	4 (1116) 1.16	朝覲行幸	殿
74	4 (1116) 2.23	塔供養沙汰	殿
75	4 (1116) 9.28	内裏事	殿
76	4 (1116)10.14	内裏事	殿
77	5 (1117)12. 1	璋子入内定	殿
78	元永元(1118) 5.22	延暦寺大衆嗽訴	中
79	2 (1119) 4. 7	賀茂詣定	中
80	2 (1119) 4.15	中宮御産定	中
81	2 (1119) 6.28	若宮五十日定	中
82	2 (1119) 8. 9	若宮百日定	中
83	2 (1119)12.10	朝覲行幸	中
84	保安元(1120) 4.28	延暦寺・園城寺大衆競発	中
85	元(1120) 4.29	延暦寺・園城寺大衆競発	中
86	元(1120)12.12	朝覲行幸	中
87	大治元(1126)11.11	仮殿遷宮事, 叙位事	中
88	2 (1127)10. 2	新院 第四皇子五十日定	中
89	2 (1127)11.25	新院 第四皇子百日定	中
90	2 (1127)12.15	新院 日吉社訴訟事	中
91	2 (1127)12.25	新院 斎院御着袴定	中
92	3 (1128) 5.23	新院 興福寺大衆定	中
93	3 (1128) 5.24	新院 興福寺大衆定	中
94	3 (1128) 5.26	新院 興福寺大衆定	中
95	3 (1128) 5.30	新院 興福寺大衆定	中
96	3 (1128) 6.19	新院 興福寺大衆定	中
97	3 (1128) 6.20	新院 興福寺大衆定	中
98	3 (1128)10. 4	八幡聖御宮破損事	百
99	4 (1129) 6. 2	新院 曆道, 算道相論事	中
100	4 (1129) 7. 8	白河法皇死後雑事	中
101	4 (1129) 7.10	院御服喪事	永
102	4 (1129) 8. 7	待賢門院服喪事	中
103	5 (1130) 5.25	白河法皇法事定	中
104	5 (1130) 9. 1	朝覲行幸	中, 長
105	5 (1130) 9. 4	朝覲行幸	長
106	5 (1130)10.14	待賢門院御願事, 名称事	中
107	5 (1130)11.13	源義親事	中, 長
108	5 (1130)12.24	朝覲行幸	中, 長
109	天承元(1131) 5. 2	参談雅兼, 修理大夫基隆座次相論事	長, 百
110	元(1131) 9.10	上皇八幡御幸	長
111	長承元(1132) 2. 5	千体観音堂供養への行幸可否	中
112	元(1132) 8.25	上皇春日御幸	中

公卿議定制から見る院政の成立（美川）

	年 月 日	内 容	典 拠
113	長承元(1132) 9. 10	新制十四ヶ条事	中 中 百 台 本 百 諸院御移徙部 類記 台 本 本 本 兵 兵 兵 兵 兵
114	保延元(1135)12. 24	太上天皇尊号, 御隨身辭退事	
115	6 (1140) 7. 8	延暦・園城寺亂乱, 禁中濫行事	
116	久安3 (1147) 4. 7	山僧訴訟事	
117	3 (1147) 6. 30	祇園園亂事	
118	3 (1147) 7. 24	清盛罪名事	
119	4 (1148)10. 4	高陽院, 白河殿移徙事	
120	4 (1148)12. 18	御元服叙位儀延引の可否	
121	5 (1149) 5. 12	得長寿院修理事	
122	5 (1149) 6. 24	守仁着袴定	
123	5 (1149)10. 16	任太政大臣事	
124	仁平2 (1152) 2. 13	御賀行幸	
125	3 (1153)⑨. 6	朝覲行幸	
126	久寿元(1154) 7. 5	鳥羽御所御渡, 同御室供養, 行幸雜事	
127	元(1154)10. 6	高陽院御塔供養定	
128	2 (1155) 7. 23	王者議定	
129	2 (1155) 8. 22	立太子定	
130	2 (1155) 8. 28	立太子定	

典拠 中＝中右記, 殿＝殿暦, 永＝永昌記, 百＝百鍊抄, 長＝長秋記, 台＝台記,
本＝本朝世紀, 兵＝兵範記

むべしと発言した藤原宗忠に対して、十七日の議定の場では、その典拠を明らかにするように院の諮問があったことが『中右記』からわかるが、当日院御所に祇候していた忠実以下の五、六人の公卿に対しても、同様に陣定での発言の根拠が問われたのであろう。これも意見の一致を見なかった陣定の結果に対し、これを主導するはずの撰政忠実が「依_レ為_二大事一、早書_三定文_一、後日心閑可_レ被_レ奏_⑩」と事の大事ゆえに自らの裁断を留保して、院奏を命じた結果開かれた上級会議であり、院御所議定が国政上特に重要と判断された問題に対して開かれるようになったことを示している。

さらに⑩の天仁元年（一一〇八）七月二十四日の行幸に関する議定も、堀河在位中とは異って、院御所への行幸ではなく、皇居六条殿から内裏への遷幸日時を定めるものであった。白河法皇はこの年の二月以降、藤原顕季の六条亭を院御所として使っていたが、これは『中右記』に「遷_{（上皇）}御修理大夫六条亭_{（院中）}、以_二此亭_一暫可_レ為_二御所_一之故也、皇居近々之間、尤有_二便宜_一敷_⑪」とあるように、皇居六条殿とは近いが別の位置にあり、七月二十四日の院御所議定が家政

的次元を越えたレベルの問題を扱っていたことがはっきりする。

天仁二年(一一〇九)二月の⁽³⁴⁾⁽³⁵⁾は、源義家の息義忠殺害の嫌疑をうけ近江に逃亡した義綱の追捕とその処断に関する院御所議定である。⁽³⁴⁾の二月十七日の議定の後、出羽守源光国と源為義を追捕使とし、義綱出奔という事態の急変を招いた検非違使源重時の官が停められ、⁽³⁵⁾の二十三日議定が、義綱を捕えたという為義の申文到来に従って開かれたのを見れば、ともに事件の対策を行う上でもっとも重要な役割をはたしていたことに疑いはなく、二月二十九日の明法勘文に基いて義綱罪名を勘申した「公卿定」⁽³⁶⁾が陣定であったとしても、この事件に対する政治的判断は院御所議定に於て決定されていたと考えられる。

以上、鳥羽践祚直後の院御所議定をいくつか考察しながらその性格の変化を見てきたが、さらに注目すべきなのが、この時期の政治の中で最重要課題であった寺社噺訴対策に関する院御所議定の開催であろう。既述の長治元年二月十五日の⁽¹⁹⁾を除くと、もっとも早い例は天仁元年三月二十三日の⁽²⁹⁾である。この院御所議定は、この月に延暦寺と園城寺が噺訴を企てた際に開かれたものであるが、その経過は次の如くであった。堀河天皇治政のもとでは、尊勝寺の灌頂阿闍梨は、東寺、延暦寺、園城寺の巡でそれぞれの寺僧が補せられてきた。これに任じられた者は三会講師に准じて権律師に補せられるのが通例になっており、この年は園城寺のはずであったが、突如東寺となった。これは他の寺には昇進の道が色々あるが、東寺にはこれがないので東寺を優先するとして白河法皇の命令によるものであり、これに反発した園城寺が延暦寺を誘って噺訴を企てたのである。⁽³⁷⁾既に三月二十一日、大衆入洛の情報伝えられる中、摂政忠実の直慮で公卿議定が開かれた。⁽³⁸⁾翌二十二日、院近臣藏人弁頭隆の催によって公卿が院御所へ召集され、議定が開かれる予定であったが、法皇が院尊勝陀羅尼供養のため鳥羽から帰洛できず、再び摂政の直慮で議定が行われる。⁽³⁹⁾二十三日に、法皇が六条殿に還御すると、即その殿上で公卿議定が開かれたのである。⁽⁴⁰⁾この後、二十五日には再び摂政直慮で忠実、内大臣源雅実、権大納言源俊実等の公卿による議定が開かれたが、「殿曆」に「依^三院仰^一各問^レ之」とあるように、法皇の命令によるものであった。⁽⁴¹⁾二十

七日に再び忠実、左大臣源俊房、内大臣雅実、民部卿源俊明、左大弁源重資が院殿上に召集され、延暦寺六箇条奏状に対する議定が行われたが、「是偏灌頂之巡、不_レ依_ニ寺之次第_一之由、申請之旨、不_レ可_レ有_ニ裁許_一事歟」と申請は却下された。^③これによって事態は緊迫の度を加え、嗾訴のため入京しようとする「神人衆徒数千_人」が群集し、これを阻止するための「檢非違使、并源氏、平氏、天下弓兵之士、武勇之輩数万_人」が法成寺東河原付近に陣を布くという異常な状況の中、三月三十日から四月一日にかけて議定が院御所で夜を徹して続けられ、衆徒の訴訟が裁許された結果、事態は収拾される。^④このように、法皇が鳥羽に在る間は、忠実が撰政直廬に公卿議定を召集し事態解決の中心にあったが、法皇が洛中御所に戻るとともに院御所議定が開かれ、事態収拾の主導権を法皇が把握するに至るのである。

表Ⅲは、右のような寺社大衆の入洛・嗾訴と「叡山与_ニ京都_一相去非_レ幾、已如_ニ一所_一、山僧縱雖_レ不_ニ申請_一、早可_レ被_ニ制止_一」と入洛に及ばずとも制止が必要と認識されていた延暦寺の騒乱について、朝廷の処置を特にその時開かれた公卿議定の種類に着目してまとめたものである。それによっても、一見して天仁元年の延暦、園城両寺の嗾訴以降、院御所議定が主流となることがわかる。また陣定も開かれなくなり、内裏御前定・殿上定のように天皇の主宰する公卿議定も開催されなくなる。

こうして寺社入洛・嗾訴や延暦寺騒乱の処置について、院御所議定が主流を占めるようになったが、興福寺の嗾訴の場合、内裏の撰関直廬あるいは撰関邸で議されたことは、保延三年(一一三七)二月七日の嗾訴^⑤や久安六年(一一五〇)八月五日の嗾訴^⑥を見れば明らかである。興福寺の場合は、周知の通り撰関家・氏長者とすれば家政の問題であり、院の専制の下でもかなり強い権限を維持していたからである。また陣定も日常の政務の中では一定の役割を果し続けるし、棚橋氏のいう「莊園権門の個別利害を調整し、その立場から領主間矛盾を調停する機関^⑦」としても機能しつつけるが、多数の大衆神人を擁して直接王権に脅威を与える延暦、園城、興福寺などの中央大寺社権門に關する限り、右のような機能をはたす機関としては、その地位をほとんど放棄したのである。^⑧

表Ⅲ 寺社大衆入浴、嗾訴と公卿議定（～保元 元.7）

附 延暦寺騒乱（議定があったもののみ）* 不参洛**

	年 日 日	主 体	議 定	要 求 内 容 等	主要典拠
1	天元4(981)12.15	山	—	法性寺座主改補	扶
2	寛弘3(1006)7.13	興	—	不明	百
3	万寿4(1027)4.26	山	—	法成寺尼戒壇設置停止	小
4	長元元(1028)10.13	金峯山	陣	大和守保昌苛法	左
5	長暦2(1038)10.27	山	—	明尊の座主補任	春
6	3(1039)2.18	山	—	明尊の座主補任	扶, 百
7	承暦3(1079)6.2	山	—	祇園別当改補	為, 扶
8	永保元(1081)3.25	多武峯	—	興福寺の多武峯焼打	帥
* 9	元(1081)6.9	山, 園	殿, 中宮, 殿上	園城寺, 延暦寺のため焼亡	帥
10	元(1081)9.15	山, 園	殿直, 陣	園城寺, 再び延暦寺のため焼亡	水, 為, 扶
11	2(1082)10.17	熊野	—	尾張国館人の殺人	扶
12	応徳2(1085)7.20	興	—	寺家荘園押領事	為
13	寛治元(1087)12.29	宇佐	陣, 殿	大宰大貳実政配流	帥, 中, 師
14	6(1092)9.18	山	陣	為房, 仲実配流	帥
15	7(1093)8.26	興	殿, 陣	近江守為家配流	帥, 百
16	嘉保元(1094)③.8	伯耆大山	—	天台座主改補	中
17	2(1095)10.24	山	殿上, 殿直	美濃守義綱配流	中
18	康和4(1102)5.8	山	内, 殿直	仁源の法成寺長吏補任	中
19	4(1102)⑤.18	園	—	法成寺長吏補任改補	殿, 中
** 20	4(1102)6.27	園	内	法成寺長吏補任改補	殿, 中
** 21	4(1102)8.12	興	—	興福寺別当の院勘停止	殿, 中
22	4(1102)9.28	東大寺	—	興福寺狼籍事	殿, 中
23	5(1103)3.25	興	—	研学堅義の交替	殿, 中
24	5(1103)7.22	山	—	不明	殿
** 25	長治元(1104)2.16	石清水	院	修理別当補任事	中, 為
* 26	元(1104)6.15	山	殿上, 御前	山上合戦	中
27	元(1104)9.25	紀伊悪僧	—	熊野大衆と称し, 国司を訴える	中
* 28	元(1104)10.	山	中宮殿上, 陣, 御前	山上合戦	中
29	元(1104)12.30	山	御前	円宗寺探題罷免	中, 殿, 永
30	2(1105)6.14	祇園	御前	檢非違使範政配流	殿, 中
31	2(1105)6.23	山	—	檢非違使範政配流	中
32	2(1105)8.29	山	—	大宰権帥季仲配流	殿, 中, 百
33	2(1105)10.10 ~30	山	陣, 殿上	季仲, 範政, 八幡別当配流	中, 殿
34	2(1105)10.30	石清水	御前	八幡別当光清宥免	殿, 中, 百
** 35	嘉承2(1107)10.6	山	殿直	修理大夫顯季配流	中, 殿
36	天仁元(1108)3.23	山, 園	殿直, 院上	尊勝寺灌頂阿闍梨補任事	中, 殿
37	元(1108)4.1	山	院	尊勝寺灌頂阿闍梨補任事	殿, 中
38	2(1109)6.8	山	—	清水寺別当処罰	殿, 百
39	天永3(1112)3.13	山	—	尊勝寺灌頂阿闍梨次第事	殿, 中
40	永久元(1113)③.20	興	院上	清水寺別当改補	殿, 重隆記, 雅兼記

公卿議定制から見る院政の成立（美川）

	年 月 日	主 体	議 定	要 求 内 容 等	主要典拠
41	永久元(1113)③.29	山	院前, 院上, 殿直	興福寺僧実覚の処罰	殿, 中, 長, 重隆記
42	元(1113) 4.30	興	院	興福寺僧有免	中, 殿, 百
43	元(1113) 9.30	山	—	不明	殿, 長, 中
** 44	2 (1114) 3.30	興	—	金峯山別当事	殿, 中
** 45	4 (1116) 8.	興	—	讃岐守顯能配流	殿
46	4 (1116)10.16	園	—	法勝寺事	殿
** 47	元永元(1118) 5.22	山	院上	安楽寺別当補任	中
* 48	保安元(1120) 4.28	山, 園	院	延暦寺と園城寺騒乱	中
49	元(1120) 8.22	興	—	和泉国司配流	中
50	4 (1123) 7.18	山	—	不明	百
51	保延元(1135) 3. 4	興	殿直	東大寺僧配流	中
52	3 (1137) 2. 7	興	殿	定海の僧正改補, 玄覚補任事	中
53	4 (1138) 4.29	山	—	賀茂社領下司の日吉祭勤仕停止	百
54	5 (1139) 3.26	興	—	別当隆覚改補	南都大衆入洛記
* 55	6 (1140)⑤.25	山, 園	院	延暦寺が園城寺を焼く	百, 台
56	久安 3 (1147) 4. 7	山	院	白山領有事	百, 本, 台
57	3 (1147) 6.28	山	院上	忠盛, 清盛配流	本, 台, 百
58	4 (1148) 8.26	興	—	不明	台
59	6 (1150) 8. 5	興	殿	興福寺, 清水寺別当補任	台, 本, 南都大衆入洛記
60	久寿元(1154) 9. 3	山	—	林光家の赦免	兵

山=延暦寺, 興=興福寺, 園=園城寺,
殿=殿下議定, 殿直=殿下直廬議定, 陣=陣定,
院上=内裏殿上定, 御前=内裏御前定, 院前=院御前定, 院上=院殿上定,
院=院御所議定(御前か殿上か不明)内=内裏での議定で種類わからず
扶=扶桑略記, 百=百鍊抄, 小=小右記, 左=左経記, 春=春記, 為=為房卿記, 帥=帥記,
水=水左記, 中=中右記, 師=後二条師通記, 殿=殿曆, 永=永昌記, 長=長秋記,
台=台記, 本=本朝世紀, 兵=兵範記

興福寺の嗽訴以外でも殿下直廬議定が行われる場合があった。嘉承二年九月五日の餉は、美濃国饗庭庄の問題で延暦寺大衆が修理大夫顕季を訴えて入洛するという情報にもとづいた諮問であったが、当日の議題は大嘗会に関するものであり「此次又聊密被問二人々々事云々、件旨頗秘人難得知」とその次いでに忠実が密々に意見を聞いたものである^⑤。既に述べた天仁元年三月二十三日の延暦、園城寺の入洛嗽訴の際の三月二十一日、二十二日の議定は、白河法皇が鳥羽殿より洛中に戻らないため撰政の直廬で行われたのであり、二十五日の場合も、理由はわからないが、院の命令によって忠実が諮問したものであった。この時の公卿議定では、堀河天皇死後をはじめでの大規模な嗽訴（餉は未遂に終わっている）に直面して、

未だ興福寺は摂関の下で、他は院の下でというルールが完全には確立していなかったことを示している。

逆に興福寺の大衆噉訴について院御所議定が行われたこともある。永久元年(一一一三)閏三月二十日の興福寺大衆噉訴⁽⁴⁰⁾に対処するため、院御所議定が行われた。この事件は、興福寺が末寺であることを主張する清水寺別当に、仏師法印円勢が補任されたことよって起った。その噉訴の要求は、円勢は延暦寺で出家したのであるから興福寺の僧ではなく、末寺である清水寺の別当には興福寺僧を補すべきであるというのである。⁽⁴¹⁾閏三月二十一日の院御所議定の結果、法皇は円勢を罷め、興福寺権別当兼大安寺、法隆寺、金勝寺別当の永縁に改補した。⁽⁴²⁾これに対して、二十九日になると今度は延暦寺の衆徒が噉訴を行い⁽⁴³⁾、四月に入ると洛中に延暦、興福両寺が対峙するという深刻な事態を招く。このように興福寺の噉訴と雖も、それが延暦寺のような大寺院との抗争、闘争に発展する可能性がある場合には、院御所議定が行われるのである。二十九日の延暦寺噉訴に対して、四月一日に内裏の殿下直慮でも議定が開かれた理由が、興福寺がこの問題に深く関わっているためであることは言うまでもない。

以上、嘉承二年(一一〇七)の鳥羽踐祚以降、寺社噉訴および延暦寺の騒乱には陣定は行われなくなり、興福寺の場合に摂関のもとで議定が開かれる以外は、院御所で審議される原則が生まれ、ほぼ保元の乱までの白河、鳥羽院政期を通して守られる。それは、この分野での内裏御前定、殿上定と陣定の有していた権限を院御所議定が吸収したことを意味している。このことは、院御所議定が家政的次元を超えた国政上の問題を扱うようになったのが、やはりこの鳥羽踐祚以後であったことと相俟って、その公卿議定としての重要性を飛躍的に高めた。こうして「依_レ為_二朝家大事、於_二院殿上_一、又可_レ有_二沙汰_一也⁽⁴⁴⁾」という觀念が生まれ、院御所議定は、陣定や摂関のもとでの殿下議定、殿下直慮議定の上位に位置する朝廷の「最高審理機関」となったのである。ここに院御所議定制が成立したといえることができる。

① 『玉葉』文治二年正月二十七日条。

② 『公卿補任』元永三年条。

③ 橋本義彦「院政政権の一考察」(『平安貴族社会の研究』所収)二二—一三頁。

- ④ 『中右記』天仁元年正月二十四日条。
 ⑤ 『中右記』天仁元年十月二十八日条。
 ⑥ 『中右記』寛治二年八月七日条。
 ⑦ 『為房卿記』嘉保二年八月八日条。『中右記』同日条。
 ⑧ 『中右記』康和五年三月十五日条。
 ⑨ 『中右記』長治二年十月二十七日条。
 ⑩ 『中右記』永長元年八月七日条。
 ⑪ 『為房卿記』康和五年八月十七日条。
 ⑫ 『後二条師通記』寛治五年六月十一日条。同六月十二日条。
 ⑬ 『百鍊抄』寛治五年六月十二日条。
 ⑭ 安田元久『源氏内紛』の政治的背景』(『日本初期封建制の基礎研究』山川出版社一九七六年所収)八七頁。
 ⑮ 未だ白河が在位中の永保元年(一〇八一)十月十四日の石清水行幸に際し、激しい鬪乱を繰り返していた延暦・園城兩寺僧徒の求襲に備えて、義家・義綱兄弟は宣旨によって供奉を命じられたが、本官がないので一応関白師実の前駆という資格で行列に加えられた。この時注目されるのは、この日の『水左記』の記事である。「行幸_三湯御入夜之間、義家脱_三束帯着_三布衣、帶_三弓箭_三候_三御輿_三云々」。『為房卿記』は、この時のことを「布衣武士_三扈從_三鳳翥_三未_三曾聞_三之事歎」と述べているが、ここには昼間の行列では比較的隠蔽されていた白河天皇と義家との個人的に密接な関係が窺えるのである。さらに十月十九日の賀茂社行幸でも義家は昼間は師実の前駆として供奉するが(『水左記』)夜になると天皇の「御輿之左副」に供奉しているのである(『為房卿記』)。もちろん、義家は白河院近臣となった最大の証拠は、『中右記』承徳二年十月二十三日条に見える義家の院昇殿であるが、それには右のような前提があったと考えられる。義家と白河天皇の個人的な関係は、讓位後も容易に消滅してしまふことはなかったのである。

- ⑯ 『為房卿記』長治元年二月二十二日条。
 ⑰ 『中右記』長治二年十月三十日条。
 ⑱ たとえば、寛治元年(一〇八七)九月二十八日の摂政師実邸での公卿議定では、大嘗会御祓のための大勝職への行幸事が議されている(『為房卿記』『本朝世紀』)。また寛治二年(一〇八八)十二月八日の摂政師実邸での議定では、宇佐八幡宮神人の吸訴にもとづく大宰大貳藤原実政等の罪科が審議されている(『中右記』『帥記』)。寛治二年十月二十一日には、堀河天皇の元服雜事定が陣座ではなく摂政師実の内裏直廬で開かれ、後日の陣定を待たずに「大略議定」されてしまったという(『後二条師通記』『帥記』)。寛治六年(一〇九二)八月十六日の関白師実直廬での議定では、伊勢大神宮神殿顛倒についての処置が審議されている(『中右記』『後二条師通記』)。
 ⑲ 『中右記』嘉承二年十月四日条。
 ⑳ 『殿曆』嘉承二年十月十四日条。
 ㉑ 『為房卿記』寛治元年九月二十八日条。
 ㉒ 『中右記』嘉承二年十月三十日条。
 ㉓ 『中右記』嘉承二年閏十月十七日条。
 ㉔ 『中右記』嘉承二年十月三十日条。
 ㉕ 『中右記』天仁元年二月二十五日条。
 ㉖ 『殿曆』天仁二年二月二十九日条。この『殿曆』同日条には公卿議定の記事は見られない。
 ㉗ 『百鍊抄』天仁二年二月二十九日条には、「前美濃守義綱勘罪名、配_三流佐渡國_三、背_三朝憲_三赴_三城外_三之故也、令_三諸卿_三定_三申_三之」とあるだけであり、棚橋氏の如く、これを陣定と断することはできない(同氏前掲書表Ⅱ一六二頁)。但しその可能性までないわけではない。
 ㉘ 辻善之助『日本仏教史、第一卷上世編』(岩波書店一九四四年)八五〇頁。

②⑨ 『中右記』天仁元年三月二十一日条。

③⑩ 『中右記』天仁元年三月二十二日条。

③⑪ 『中右記』天仁元年三月二十三日条。

③⑫ 『殿曆』天仁元年三月二十五日条。

③⑬ 『中右記』天仁元年三月二十七日条。

③⑭ 『殿曆』天仁元年三月三十日条。同四月一日条。『中右記』天仁元年四月二日条。

③⑮ 『中右記』長治元年六月二十四日条。

③⑯ 棚橋光男「中世國家の成立」(『講座日本歴史』中世Ⅰ、東京大学出版会一九八四年所収)六一頁。

③⑰ 棚橋氏は、前掲の「院政期の訴訟制度」一六五頁の表Ⅱ―Ⅰに於て、久安六年七月六日に「①興福寺大衆訴ウ別当未補事②同訴ウ清水寺別当補任事」の二議題に關する陳定が開かれたとしている。たしかに『南都大衆入洛記』に引用されている『藤刑記』には「久安六年七月五日戊申」に興福寺大衆の嗽訴があったこと、「六日己酉」に大衆の訴による「公卿會議」が開かれたことが記されているが、干支「戊申」「己酉」は『台記』や同じく『南都大衆入洛記』にひかれている『外記記』『中記』の八月五日、八月六日にあたり、『藤刑記』の七月は八月の誤りであることがはっきりする。すなわちこの七月六日の「公卿

會議」は陳定ではなく『中記』八月六日条に「上達部参御宿所可被議定山階寺別当事」とあり『百鍊抄』同日条に「於撰政治家、諸卿参集、南都大衆訴興福寺之別当闕奪被議定」とあるように、八月六日の撰政忠通邸か内裏の忠通直廬(両方とも行われた可能性もある)での議定のことを示している。

同じく棚橋氏が表Ⅱ―Ⅰで「興福寺大衆訴事」に關する陳定として掲げている保延五年十一月十六日の事例も、この年の三月におこった興福寺大衆の嗽訴とは直接關係するものではなく、別當隆覺の軍兵と大衆との寺内合戦に対処するために開かれた議定である(『百鍊抄』十一月十六日条。『南都大衆入洛記』十一月十日条。さらに言えば、『百鍊抄』に「於闕白直廬」とあり、『南都大衆入洛記』に「陳定」とあるように、この時も陳定ではなく闕白忠通の直廬での議定であった可能性が強い。

③⑱ 『中右記』嘉承二年九月五日条。

③⑲ 辻前掲書八五七頁。

③⑳ 『殿曆』永久元年閏三月二十一日条。

㉑ 『雅兼卿記』同日条。『重隆記』同日条。

㉒ 『長秋記』永久元年四月一日条。

㉓ 『中右記』天永三年十月九日条。

四 院御所議定制成立の背景

後三条天皇以降、保元の乱までの時代は、一貫して王権の伸長の時代として位置づけられるが、王権内部の天皇・院、そして王権に密着する撰関三者による激しい主導権争奪の時代でもあった。従来の研究の多くは、主に院と撰関という対立の構図の中で描かれ、天皇と院、天皇と撰関の關係は輕視あるいは無視されることが多かったが、実際には三者は相互

に緊張、対立関係を持ちながら、相互に補完して王権を伸長させるという目的を共有していたのである。後三条から堀河が亡くなるまで、その意味で三者の競合の中で主導権は確定せず、天皇と摂関の間で流動的であった時代である。この時代には後の主役である院はほとんど主導権をえられていない。

後三条親政期は天皇が朝政の主導権をもっていた時代であり、外戚でない摂関は勢力を抑えられてしまった。後三条は、第一皇子貞仁親王（白河天皇）に譲位した際、第二皇子実仁親王を皇太子とし、さらに亡くなるまえに、実仁の登祚のときは第三皇子輔仁を皇太子するように遺詔したと伝えられる。これは、白河天皇が摂関家の師実の養女賢子を妃としていたため、擬制的とはいえ摂関家を外戚としているのに対し、実仁、輔仁はともにそのような関係を持っていなかったためである。^①

『愚管抄』に次のような記事がある。

サテ又当時氏ノ長者ニテハ大ニ^(敬通)二条殿ヲハシメケルニ、延久ノコロ氏寺領、国司ト相論事アリケル。大事ニヲヨビテ御前ニテ定^{おさ}メノアリケルニ、国司申カタニ裁許アラントシケレバ、長者ノ身^み面目ヲウシナフ上ニ神慮又ハカリガタシ、タダ聖断ヲアヲグベシ、フシテ神ノ告^{つげ}ヲマツトテ、スナハチ座ヲタ、レニケリ。藤氏ノ公卿舌ヲマキロヲトヂテケリ。其後ヤマシナ寺ニ如^{ごと}本裁許アリケレバ、衆徒サラニ又長講^{ちやうこう}ヘジメテ国家ノ御祈シケリト。^②

ここには、興福寺と国司との相論が大事に及び、「御前定」が行なわれ、国司に裁許が下されそうになったので、氏長者が退座して抵抗した結果、興福寺に裁許が下されたという内容が記されている。この「御前定」とは言うまでもなく天皇の御前での公卿議定、つまり内裏御前定と考えるべきである。『続古事談』にも関白教通が興福寺南円堂の修造のため、国司の重任による成功を主張し、後三条天皇と対立した説話があるが、教通が藤氏公卿をひきいて退席したのに対し、「主上是ヲキコシ食テ、関白殿ニ藤氏ノ諸卿ヲメシカヘシテ、南円堂ノ成功ヲユルサレニケリ」と天皇が教通以下を召しかえして主張をゆるした事になっており、これも天皇の御前での議定を示していると見られる。藤原氏の氏寺である

興福寺の修造や、興福寺と国司との相論の裁定に於て、天皇御前での議定が開かれていたとすれば、既述のように撰関政治のもとでは「国家大事」まで陣定で審議されていたことに比して、大きな相違である。しかし、これらの記事は、後世の書としてしりぞけることはできないのであって、当時の公家の日記にも次のような注目すべき記録がある。

後三条天皇の踐祚後日も浅い治暦四年（一〇六八）十二月に二条内裏が焼亡したため、公卿議定が行われることになったが、当日参内した多くの公卿は殿上間に止められたまま審議に加えられず、大臣三人のみが御前に召されて御前定が行われたのである。このことを源経信は「今日之事奇恠尤甚」と非難し、「縦雖レ無レ可レ申事、若参会者可レ被レ問レ大略一歟、歳末申日行幸雖レ有レ其例一、不快事歟」と天皇のやり方を批判している。造内裏の議定が御前で行われること自体は『江家次第』に「或於御前一定申」とある中に「如造宮定時又敷之」と大臣円座の指示が記されていることに端的に見られ、また道長の時代にも造宮定が天皇御前で行われていることから異例のことではない。しかし大臣だけが御前で議定するのは前代にないことであり、明らかに政治の主導権を掌握しようとする天皇の意図のあらわれである。先の『続古事談』では、天皇が「関白撰政ノオモクオソロシキ事ハ帝ノ外祖ナドナルコソアレ」と外戚の地位にない関白教通に言い放っており、撰関を抑えて天皇親政の実をあげようとする後三条の意図は公卿議定制に明瞭な影響をあらわしているのである。白河親政期は、後三条天皇の撰関家抑圧策に打撃をうけた撰関が、天皇との関係を密にすることによって勢力回復をはかった時期である。天皇と関白師実は、ともに実仁、輔仁系統に皇位が移れば、全くその基盤を失うに至るのであり、反実仁・輔仁という目的を共有していた。

永保元年（一〇八一）正月の日吉社踏歌の節会の際の凌辱事件に端を發した延暦寺と園城寺の抗争は、六月九日合戦に發展し園城寺が延暦寺の僧徒数千人のため焼亡したが、当日内裏の中宮賢子方に伺候していた関白師実のもとに内大臣兼右大将の藤原信長以下の公卿があつまって対策協議があり、十一日にも師実のもとで審議が行われた。⑦そして、十七日には内裏の殿上で園城寺の焼亡を実検するための官使の発遣について議定が開かれることになるが、最初この日の議定は陣定

の予定であった。師実は源経信に対し「可_レ參人々其教尤少、然而依_可難_ニ黙止_ニ事_上必_可有_レ定也、但如_レ此之定多於_ニ御前_ニ被_レ定、若人数少者可_レ無_レ便歟」と、参仕の公卿が少ないので陣定は無理であること、緊急を要するので議定は行わなければならないことを主張、但し内裏御前定は避けたいが、人数が少なければそれもやむをえないだろうかと述べている。経信は師実宿所（殿下直廬）での議定ではどうかと答えたのに対し、あらためて師実は殿上定を提案し、天皇と協議のうえで殿上定に決定した。議定は師実も出席して行われたが、公卿の発言が頭弁源師賢によって天皇に奏聞されると師実も天皇御前に向い、裁決の内容は師実が公卿に伝えている。

九月になると、園城寺の僧徒が延暦寺に対して報復攻撃を行ったことから、事態はさらに深刻なものとなり、九月十五日には延暦寺僧徒が焼け残っていた園城寺の堂舎を一屋も残さず焼き払った。朝廷では再三にわたって検非違使ならびに源義家をはじめとする「武勇之輩」を派遣して、僧徒の制止、悪僧の逮捕につとめるがうまくいかず、九月十六日に内裏の師実宿所に、大納言源俊房、権大納言源顯房、権中納言源経信という村上源氏の重臣と師実の息権大納言師通が召され、検非違使による張本逮捕の失敗と延暦寺が搦進めた園城寺の僧の処置について諮問があった。俊房は、延暦・園城両寺の張本を尋ねること、仏神に祈請しその徴驗に随うこと、山僧が搦進めた僧の処置は判断しがたいことを発言したが、その場で翌十七日の陣定の開催と俊房が上卿となって諸卿を召すことが命じられた。翌日の陣定に際しては、まず左大弁藤原実政が前日の殿下直廬議定での俊房、顯房、経信の発言を定文に記した。おそらく諸卿にそれを前もって示したためであろうか、「諸卿殊無_レ所_レ令_ニ定申_ニ云々」という状況であり、前日の師実のもとでの議定以上の進展はなかったと思われる。このような例は前年の承暦四年（一〇八〇）の宋商孫忠が宋国明州の牒を携えて越前国敦賀に到着した際の殿下議定と陣定にも見られるのであり、師実のもとでの「大略内々可_レ被_レ相議_ニ歟」という議定で大勢はすでに決まっていたのであって、翌日の陣定は「件定雖_ニ尤無_レ益」といわれるほどであった。

永保元年の例に戻ると、公卿議定の結果にもとづいて、九月二十日に諸社奉幣が実施され、二十二日には延暦・園城両

寺の宣旨請文が朝廷に提出されていることから、張本輩を召進むべき宣旨も即日下されたと見られる。ところが両寺の請文が提出された二十二日になっても、未だ十七日の陣定文は奏聞されるどころか、公卿の発言の脱落や不明瞭な点が多いので、俊房は左大弁実政に書き改めることを命じていたのであり、翌二十三日に改められた定文も触穢事により奏聞が延期され、結局俊房が藏人弁伊家に付して奏聞にこぎつけたのは二十九日のことである。

陣定文とは、議定の際の公卿の意見を各個に羅列した奏聞のための文書であるが、『西宮記』によれば、陣定は軽事以外は定文が作成されて、その定文が奏聞、裁断されることで完結するのであり、右の例の場合、張本輩を進むべしという宣旨も、諸社奉幣の実施も陣定の正式の結果にもとづくものではないのである。寛治六年（一〇九二）六月に、左大弁・右大弁が参内できず、他の参議の中に執筆の任に湛える人がいないので陣定を聞くことができなかった例があるように、定文の執筆は重要であった。しかし定文の作成は、右のように執筆に不慣れた大弁による遅滞があったり、作成された後も触穢などの理由で奏聞が延期されることがある。それに加えて、前に見た永保元年六月十七日の場合のように、陣定は定足数の有無は不明とはいえ、公卿の出席が悪いと延期されることが多く、緊急の処置を要する大事にはきわめて不向きなのである。その限界を克服するために、必ずしも定文執筆の必要がない殿下直廬議定や殿下議定の併用を撰関は推進するのであるが、『江家次第』によれば、内裏御前定も神鏡定の時以外定文執筆の必要はなく、殿上定も必ずしも定文作成の要はなかったのである。また院殿上定の場合も『玉葉』に「各定申趣不御比々加比之定式」とあるように、参議が執筆する定文ではなく、藏人の折紙という簡便な定式がしだいに通例となるのである。この時期以降、寺社嗽訴等の緊急の大事に於て、陣定がしだいに開かれなくなり、右のようなその他の種類の公卿議定が主流となるのは、しだいに政治が簡素化されてくる傾向の中では当然といえよう。

白河天皇は応徳三年（一〇八六）に讓位した後も天皇の父として政治関与をし続け、撰政師実も天皇の外戚として政治を行った。この後も、撰関は政治の主導権の回復に努力するのであるが、上皇との間に大きな対立が生まれなかったのは、

未だ後三条天皇の遺詔による後継者と見なされていた輔仁親王の存在を共通の脅威としていたためであろう。しかし、公卿議定の主導権を掌握し、公卿層の支持をえながら、朝廷の政策決定の主導権を回復しようとする撰関の努力はしだいに功を奏しはじめ、師通が関白となる直前の寛治七年(一〇九三)頃になると撰関は政治の主導権をほぼ手中にしていた。

寛治七年三月三日、白河上皇は、頭弁藤原季仲を使者として内大臣師通に、諸国に荘園が満ちているので制止したいことと整理令の対象となる新立荘園の上限年代の定め方について、内々に尋ねた。これに対し師通は「尤可_レ候之事也、於_二仗儀_一可_レ被_二定申_一歟」と上皇の提案に賛成したように述べつつも、陣定での決定を主張している。これに対し季仲は「更不_レ可_二相叶_一云々」と反対している。^{②③}この直後に荘園整理令が発布された記事は全く見られないが、その意味は翌年師通が関白に就任した後の政策の中で明らかになる。嘉保元年(一〇九四)十月三十日、内裏の殿上に大殿師実、師通以下の公卿が出席して議定が行われ、内裏造営の是非が審議されて諸卿は多く「伊勢大神宮内外遷宮之次、諸国役夫工等相催之間、多有_二弊聞_一、過_二今三ヶ年_一可_レ被_二造營_一歟」と述べている。^{②④}伊勢神宮は、内宮が寛治六年(一〇九二)九月に事始、嘉保二年(一〇九五)九月に遷宮、外宮は嘉保元年九月に事始、承德元年(一〇九七)九月に遷宮が行われたのであり、役夫工米の賦課徴収は事始の年にはじまる。^{②⑤}実際に内裏造営は外宮の遷宮も終わった承德二年(一〇九八)に行われていることからみて、内裏造営を遷宮がおわるまで延期することは師通の政策でもあったと考えられる。最近市田弘昭氏は、荘園整理の全国令が、内裏造営のために発布されたことが多いことを指摘した。^{②⑥}それにもとづけば、師通の政策では、荘園整理令も当面延期されるべきなのであり、白河上皇の意志とは対立することがはつきりしている。つまり上皇は、撰関に陣定を開かせずに、荘園整理令を発布し、内裏を直ちに造営しようとしているのに対し、撰関側は公卿議定によって諸卿の支持をえながら荘園整理令、内裏造営の延期を決定しようとしているのであり、撰関側の主張が通ったと考えられる。

一つの転機となったのが、堀河天皇の成長による政治的主導権の主張と、撰関との関係の亀裂である。承德元年(一〇九七)四月三十日、すでに十九歳になっていた堀河天皇は自らの意志で、藤原宗忠の内藏頭就任を要請し、「只成_二親昵一人

全無_レ所_レ隔欲_ニ召仕_一」と述べており、宗忠は自分が天皇の「親昵人」に列せられたことを「是大慶也」と感激している。^⑩

天皇は朝政の主導権を掌握するため、宗忠のような故実先例に通じた有能な貴族を「被_レ任_ニ頭綱朝臣_一」後、次八人皆以受領^⑪という近來の例に反して、内藏頭という天皇の側近の官職に任じたのである。またこの年の十一月、五節辰日節会

の際、大殿師実が左中将忠教に命じて「五節所不仕女_{（下カ）}」を擲取らせたのに対し、天皇が「先不_レ奏_ニ此旨_一、猥從_ニ五節所_一擲取之事、尤不_レ便也」と怒ったため「大殿関白殿及一家公卿」の出仕、参内が停止されるという事件がおこる。^⑫宗忠が「斯事誠不_レ便也、為_ニ朝大事_一也」と嘆いているこの天皇と撰関家の対立は、まさしく、擬制的であるとはいえ、外戚の地位を一つの抛り所として白河即位以來その勢力回復につとめ、政治的主導権を確保するまでになっていた撰関家が、師通の死を待たずに再び衰退に転ずる契機となる事件であった。

長治元年（一一〇四）延暦寺は激しい騒乱の中にあつたが、六月になると山上の合戦は偏えに権少僧都貞尋の所為であるから、これを流罪に処してもらいたいという大衆の奏状が朝廷に提出され、また近日中に大衆が京中の貞尋の在所を尋ねて追捕するというので、「彼是共非常歟」という認識に達した朝廷では、六月二十四日内裏殿上での公卿議定を開いたが、堀河天皇はさらに大臣のみを御前に召して議定を行なっている。^⑬その後、事態は八月に大衆による座主慶朝の追却に発展したが、十月には大衆から早く座主の後任を補任してほしいという申請があり、十月二十六日陣定が行われた。その場では、慶朝の訊問、末寺莊園悪僧の濫妨停止、諸寺僧徒の兵仗停止、衆徒の越訴禁止等について僉議があつたが、やはり六月と同じように天皇は左大臣源俊房、内大臣源雅実、民部卿源俊明らの重臣を御前に召して、重ねての議定を行っている。^⑭その後、朝廷は源義家・義綱等と検非違使に命じて、比叡山東西坂下を固め、悪僧ならびに兵仗を帯して山上に登ろうとするものを追捕させ、京中の悪僧も捕えさせたが、この処置も『中右記』が、

凡此兩三年来諸社諸寺大衆猥以競発、旁成_ニ濫惡_一、全以無_ニ制止_一問、仏法已欲_レ滅、万人成_レ歎之處、近曾_ニ適殊_一下_ニ綸言_一被_レ禁_ニ濫惡_一、可_レ謂_ニ善政_一也、^⑮

と天皇の綸言によるものであると述べている。後三条天皇のもとでの御前定と同じ堀河天皇御前での公卿議定は、朝政に於ける天皇の主導権を飛躍的に高めたのである。

そのことが、場合によっては院と天皇との関係に亀裂を生じさせることもあった。康和四年（一一〇二）七月、伊勢太神宮の放火により、相撲御覧の儀をどうするかの際定が開かれたが、公卿たちの大勢の意見は御覧停止であり、それに基いて天皇は廃朝による相撲停止を提案し、そのまま決定された。これを『中右記』は「依_レ為_二小事_一不_レ可_レ止_三相撲_二之由_一、内々院御気色之由」と述べ、院が天皇の決定に反対であったことを明らかにしている。また第三章で述べた長治元年（一一〇四）二月の石清水八幡宮噉訴事件でも、院が議定を開いて決定した修理別当高信の停止について、天皇は「極不快」であったという^⑧。政治的主導権を伸長させようとする天皇が、「父子の義」という血縁関係から発言を強めつつある院と政治的に対立する可能性もなかったとはいえないのであり、それを乗りきった天皇が院を引退させ、天皇親政を確立することも可能性としてはあったと考える。しかしそれには今までの議論とは少し次元が異なる次のような重大な障害があった。

その後も延暦寺などの大寺社の騒乱は容易におさまることはなく、堀河天皇が亡くなった時の「只恨時世及_レ末、天下頗乱、但是偏非_二一人之咎_一、法王已在、世間事相_二分_レ兩方_一之故也^⑨」という有名な『中右記』の言葉も、著者宗忠が天皇に近く白河院にはむしろ疎遠であったことから見れば、天皇弁護の言であり、山僧の濫悪をはじめとする世の乱れを法皇に帰するものなのである。また、この言葉は天皇が政治的実権を握った時の危険を暗示しているように思える。石井進氏によると、かつての天皇は神と人との中間に立って神を祭る司祭者であり、それ故に同時に「神」そのものでもありえた多くのタブーにつつまれた存在であったが、後三条以降、院、天皇個人のタブーやマギーからの解放がはじまり、「神」から「人」への転化が行われ、同時に院、天皇もまた一個の「人間」として、貴族層からの仮借ない批判の対象となったという^⑩。宗教的権威をもち、外在する超自然的な力をもって国家諸権力を統合してきた天皇が、それらを捨てて国家権力

の実権を握り自ら政治を行えば、常に反対勢力の批判をあび、それが王権の危機につながるのは当然である。天皇が多数のタブーに取り囲まれている方が、王権のもつ活力は保護され、その力の減退は防がれるのである。すでに、堀河天皇が亡くなる前年の嘉承元年（一一〇六）十月、「凡近代山僧濫行、旁瀆_三都鄙_二」という状況の中で「抑近日大衆事、上皇全不被_三沙汰_二、今此事許被_三張行_二一条、頗有_三其故_二敷_一」^⑭とあるように、天皇にかわって、白河法皇による政治が、天皇に近い宗忠によって強く要請されているのであり、撰閣家が天皇との亀裂によって衰退し、天皇親政が王権の矛盾の中で限界を露呈したこの時点で、白河院の主導権による政治しか選択の余地はなかったのである。院御所議定制の成立は、既に堀河天皇が亡くなる前から準備されていたのである。

院御所議定制の成立によって、白河法皇は朝政の主導権を完全に掌握することになった。天皇は再びマギー、タブーの支配する「安全圏」へと戻ったのであり、王権の安泰もはかられたことになる。院御所議定制は、従来の「父子の義」という天皇との血縁関係からする政治関与とは次元を異にする域に院政を押し上げたのであり、白河院政がここに確立したということができる。

- ① 龍肅『平安時代』（春秋社一九六二年）九五頁。
- ② 『愚管抄』巻四。
- ③ 『統古事談』一。なお古典文学大系本の『愚管抄』補注四一八七（四四四頁）では、この『統古事談』の記事が注②の『愚管抄』の記事と「何らかの関係があるような気がする」としているが、卓見であろう。あるいは同じ事件を扱っているのかもしれない。
- ④ 『帥記』治暦四年十二月三十日条。
- ⑤ 『江家次第』巻十八「陣定事」条。
- ⑥ 『小右記』長保元年七月十一日条。
- ⑦ 『帥記』永保元年六月九日条。
- ⑧ 『帥記』永保元年六月十一日条。
- ⑨ 『帥記』永保元年六月十七日条。
- ⑩ 『水左記』永保元年九月十四日条。十五日条。『扶桑略記』永保元年九月十四日条。
- ⑪ 『水左記』永保元年九月十六日条。
- ⑫ 『水左記』永保元年九月十七日条。
- ⑬ 『為房卿記』永保元年九月十七日条。
- ⑭ 『帥記』承暦四年九月十九日条。
- ⑮ 『帥記』承暦四年九月二十日条。
- ⑯ 『水左記』永保元年九月二十日条。
- ⑰ 『水左記』永保元年九月二十二日条。
- ⑱ 『水左記』永保元年九月二十二日条。

- ⑬ 『水左記』永保元年九月二十三日条。
 ⑭ 『水左記』永保元年九月二十九日条。
 ⑮ 実例としては『朝野群載』巻五所収の延久二年十二月七日陣定文を参照。

- ⑯ 前に掲げた「陣定事」条を参照。
 ⑰ 『中右記』寛治六年六月三日条。
 ⑱ 前に掲げた「陣定事」条を参照。
 ⑲ 『玉葉』治承四年五月二十七日条。
 ⑳ 『後二条師通記』寛治七年三月三日条。

⑳ 『最近坂本賞三』『寛治七年荘園整理の議とその背景』（『古代文化』三七―一二）は、「更不可相叶云々」を「季仲が、とても（新立荘園の）制止はできないでしょうといった」という新解釈を示しているが、不自然でありとらない。

- ㉑ 『中右記』嘉保元年十月三十日条。
 ㉒ 棚橋光男「行事所―院政期の政治機構―」（同氏前掲書所収）一九―二二頁。
 ㉓ 新造内裏上棟は承徳二年四月十日であり（『中右記』同日条）新造内裏遷御日時定は同年十月三十日である（『中右記』同日条）。

おわりに

少なくとも九世紀末には成立していたと推定される陣定に対する撰関家の支配が確立したのは、道長、頼通という撰関政治の全盛期である。この時代に、陣定は国家の重大事から日常政務までを審議する公卿議定制の中核に位置づけられ、撰関の陣定に対する主導権もこの時期に確立した。

院政期に頻発する寺社噉訴は朝廷によって国家の重大事と認識されていたが、これに対処する公卿議定は大政官政治の

- ⑳ 市田弘昭「平安後期の荘園整理令―全国令の発令契機を中心に―」（『史学研究』一五三）
 ㉑ 『中右記』承徳元年四月三十日条。なお宗忠は撰関家の近習でもあった（『中右記』康和五年十二月二十三日条）。

- ㉒ 『中右記』承徳元年四月三十日条。
 ㉓ 『中右記』承徳元年十一月二十三日条。
 ㉔ 『中右記』長治元年六月二十四日条。
 ㉕ 『中右記』長治元年十月二十六日条。
 ㉖ 『中右記』長治元年十月三十日条。
 ㉗ 『中右記』康和四年七月二十八日条。
 ㉘ 『為房卿記』長治元年二月二十二日条。
 ㉙ 『中右記』嘉承二年七月十九日条。
 ㉚ 宗忠が白河院に疎遠であったことは戸田芳実『中右記』（そしえて一九七九年）六一―三頁。
 ㉛ 石井進「院政時代」（『講座日本史』2、東京大学出版会一九七〇年所収）二一九頁。
 ㉜ 『中右記』嘉承元年十月二十二日条。

形式を保持している陣定から、その形式を払拭した内裏の御前定、殿上定以下の公卿議定へと堀河在位中にしだいに変化し、嘉承二年（一一〇七）の天皇の死とともに院御所議定中心に開催されることになる。またこれ以降、院御所議定ははじめて家政的次元を越えた国政上の問題を扱う「最高審理機関」となる。ここに院御所議定制が成立する。

院御所議定制成立の背景には、後三条天皇の時代以来の王権の伸長、王権内部の天皇、院、そして王権に密着する摂関の三者による激しい主導権争奪があった。後三条天皇の摂関家抑圧策に打撃をうけた摂関は、天皇との関係を緊密にし、公卿議定の開催で貴族層の支持をえながら勢力を回復させ、関白師通が登場する頃には朝政の主導権を掌握するに至る。しかし堀河天皇の成長による政治的主導権の主張により、摂関と天皇との関係に亀裂が生じ摂関家は衰退していく。朝廷の主導権を手中にした天皇も王権の矛盾によって政治的限界を示し、天皇側近の貴族からも院の政治的主導権が期待されるに至るのである。院御所議定制の成立により、院は朝政の主導権を完全に掌握し、天皇は再びマギー、タブーの「安全圏」へと戻り、王権の安泰がはかられる。白河院政はここに確立するのである。

A Study on *Dian* 鄭 (奠) during *Xi Zhou* 西周 Period

by

Yoshinori Matsui

We can find names of *Dian Jing Shu* 奠井叔, *Dian Guo Zhong* 奠虢仲, *Dian Deng Bo* 奠登伯 and so on, in *Dian* during *Xi Zhou* period. They were by names that combined the place name of *Dian* with *Jing Shu* 井叔, *Guo Zhong* 虢仲 and *Deng Bo* 登伯 as well as *Xian Jing Shu* 咸井叔, *Feng Jing Shu* 豐井叔 and *Cheng Guo Zhong* 城虢仲. By existence of these names that contain place names, we can know that the branch families of *Nei Fu* 内服 *Wai Fu* 外服 feudal lords lived in these places. And we can suppose that in *Dian* there was *Dian Huan* 奠還, a direct management of *Zhou* 周 kings, which some public offices controlled, and around it there lived branch families of *NeiFu WaiFu* feudal lords. Moreover, *Dian* had the same structure as *Feng* 豐, *Zhou* etc. which were called “capitals” of *Zhou* kings, and it was the place equal to kings’ “capitals” as a political and military base of *Xi Zhou* dynasty. So we can argue that *Xi Zhou* dynasty had, as it were, the threefold structure that *Wang Ji* 王畿 (*NeiFu*) were built up around kings’ “capitals” and around them, *WaiFu* feudal lords were given fiefs. And by existence of branch families of *NeiFu WaiFu* feudal lords in *Dian*, *Feng* etc., we can infer that blood relationship of each clan connected these three structures one another.

The Establishment of the Ex-emperor’s Government in the View of the Court Noble’s Proceeding-system

by

Kei Mikawa

It is in the golden age of the rule of the Regency, the age of *Michinaga* 道長 and *Yorimichi* 頼通, that the Regent Family assumed

control of *Jinnosadame* 陣定 which had been established at least since the late 9th century. In those days *Jinnosadame* formed the nucleus of the court noble's proceeding-system which discussed various matters from the national ones to the routine.

In the period of the ex-emperor's government the frequency of *Jishagoso* 寺社嗽訴, direct petitions by shrines and temples, brought the limit of *Jinnosadame* to light. Instead of that, the proceedings in the Imperial Palace such as *Gozensadame* 御前定 and *Denjosadame* 殿上定 were often held. Since the death of the Emperor *Horikawa* 堀河 in the second year of *Kasho* 嘉承, the proceedings in the ex-emperor's Palace chiefly discussed the problem of the *Jishagoso*. At the same time it was raised to the status of the supreme council which assumed the reign of the government beyond the management of the ex-emperor's household. When this system was established, the ex-emperor's government came into existence as the despotic monarchy.

Oikos, Local Society and Emperor in “Strategikon” of Kekaumenos

by

Koichi Inoue

In 1070s Kekaumenos, a provincial noble, wrote “Strategikon” which was a manual for his young sons, filled with counsels for proper conduct in a variety of situations. In its chapter 3 Kekaumenos gave them advices in case of leading a private life, that is, not holding a government post. He recommended them to conduct oikos, or household, carefully. Chapter 3 may be named “oikonomika”, and by examining it we are able to make out the characteristics of oikos of the 11th century provincial magnates.

Oikos of Kekaumenos was to be self-sufficient agricultural management, making use of many servants and peasants. It had a measure of military power, some of the servants were armed by their master, Kekaumenos. But its agricultural management was not stable, and its military power was limited by the fact that oikos did not have military